

【 重要事項説明書 】

1 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービス おひさま
所在地	唐津市海岸通 7182-55
サービス種類	地域密着型通所介護事業
介護保険指定番号	4170201000
サービス提供地域	唐津市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月曜日 ～ 日曜日	午前 9 : 00 ～ 午後 16 : 30 (事業所の状況に応じ 10 : 00～17 : 30 も可)
定休日	なし

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者		1 名	名	1 名
生活相談員	介護福祉士実務者研修終了	2 名	名	2 名
看 護 師	看護師	1 名	1 名	2 名
介護職員	介護福祉士、ヘルパー 2 級、その他	2 名	3 名	5 名

(4) 当事業所の設備

定 員： 15 名／日
ホール・食 堂： 1 室
浴 場： 1 室
送 迎 車 両： 2

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0955-58-9126

役 職： 管理者

担 当 者： 山口 浩一

受 付 時 間：午前 8 : 30～午後 17 : 30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 サービス内容

ご利用者様に地域密着型通所介護計画に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴介助・機能訓練・口腔機能向上・アクティビティー・その他必要なサービス、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

4 利用料金

(1) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたします。

月末までに、あらかじめ指定した方法でお支払ください。

(2) 利用料金（ 時間区分：7 時間～8 時間 ）

介護保険適用	単位	1 割負担分
要介護 1	735 単位	753 円
要介護 2	868 単位	890 円
要介護 3	1,006 単位	1,032 円
要介護 4	1,144 単位	1,172 円
要介護 5	1,281 単位	1,312 円
要支援 1	1,647 単位	1,647 円（1 ヶ月）
要支援 2	3,377 単位	3,377 円（1 ヶ月）
入浴介助をしたとき	50 単位	40 円
同一建物に居住する利用者の送迎減算	-94 単位	-94 円
地域通所介護処遇改善加算 II	5.9%	9.0%

※一部の方は所得に応じ 2 割～3 割負担となる場合もございます。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○自己負担するもの（介護保険適用外）

食 費	昼食 1 回につき	562 円
オ ム ツ	1 枚につき	50～80 円
レクレーション材料費	必要に応じて	実 費
その他日常生活費	宿泊費（光熱費込）	一泊につき 1,944 円
	長期宿泊費（15 日を超える連泊の場合）	一泊につき 1,080 円
	夕食・朝食	朝食 410 円、夕食 486 円
複 写 物	1 枚につき	10 円

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	100 円
-------	----------	-------

(4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10%

キャンセルをされる場合は、できるかぎりお早めに事業所までご連絡ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

また、施設の見学・1日体験もできます。お気軽にご連絡ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ ご利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・ 当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用者様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・ 当事業所のサービス利用中に、ご利用者様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。

ご利用者の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りする場合があります。

- ・サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ・当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

6 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合は、当事業所はご利用者様に対して賠償責任を負うものとします。